

---

令和8年度  
スケアード・ストレート教育技法による  
自転車交通安全教室業務  
＜業務仕様書＞

---

令和8年（2026年）4月  
札幌市市民文化局地域振興部区政課

## 1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が実施する「スケアード・ストレート教育技法による自転車交通安全教室業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(打合せ等)

第3条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第4条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第5条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第6条 本業務の撮影映像等の成果物は、委託者が無償で使用することができる。

(環境負荷の低減)

第7条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第8条 業務完了後、完了届を提出すること。

## 2 業務の概要

自転車利用中の交通事故を防止するため、スタントマンによる交通事故の再現を中心とした自転車交通安全教室を実施する。

### 1 実施箇所

別紙のとおり。(詳細は、委託者が別途通知する)

### 2 業務内容

#### (1) 準備

##### ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務に使用する自転車は、委託者が上限を50台として用意する。受託者は、委託者が指定する日時・場所において自転車を受領することとし、詳細は委託者と調整すること。当該自転車は、受託者が倉庫等において管理すること。

- ・ 受領場所 札幌市中央区北1条東15丁目「札幌市北1東15自転車保管場所」
- ・ 受領期間 委託者・受託者が協議し、決定する。

##### イ 会場への交通費等

実施会場までの交通費は、受託者が負担すること。有料駐車場が必要な場合は、受託者が負担すること。

##### ウ 保険について

業務期間を通じて、1事故1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。また、受託者は、実施前までに加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

#### (2) 自転車交通安全教室の演目等

受託者は、演目ごとに観覧者に再現した事故等の解説を行うこと。なお、屋外開催のときは受託者が解説に用いる放送設備を用意すること。なお、電源は委託者が用意する。

なお、会場条件等により、演目を一部変更する場合もあることを承知すること。

**【標準教室内容】 ※各学校グラウンド等で実施**

- 1 主催者（学校等）あいさつ
- 2 交通事故再現スタント
  - ア 時速40km/hでの衝突による衝撃（自転車×自動車）
  - イ 自転車の各種交通ルール違反
  - ウ 歩行者用道路での事故（自転車×歩行者）
  - エ 見通しの悪い交差点での事故（自転車×歩行者、自転車×自転車、自転車×自動車）
  - オ 横断歩道での事故（自転車×歩行者）
  - カ 自転車のルール違反重複による事故（自転車×歩行者、自転車×自動車）
  - キ 大型車による左折巻き込み事故（トラック×自転車）
  - ク 大型車による死角事故の説明（トラック×歩行者）
  - ケ サンキュー事故（トラック・自動車×自転車）自動車の譲り合いに起因する事故
- 3 交通事故概況説明（警察署）
- 4 生徒代表による自転車安全利用宣言

**【雨天時内容】 ※各学校体育館等で実施**

屋内外の実施判断は、前日に委託者から受託者に通知する。

◇交通事故再現スタントのうち

ア、イ、ウ、エ、オ、カの内容を変更して実施

※ 演目内の解説にて、次の項目について解説すること。

○ 自転車の交通反則通告制度

自転車の交通違反にいわゆる青切符が16歳以上に適用され、反則金が課される。「ながらスマホ」や「歩道徐行等義務違反」について解説し、自転車は原則、車道走行であるが、やむを得ず歩道を走行するときは、徐行することや歩行者の通行を妨げないなど、歩行者優先の徹底を呼びかける。

○ 自転車側方安全確保義務

自動車が発車するときは、十分な離隔を確保するか十分に減速する義務があり、その際に自転車も車が追い越しやすいように左端に寄る義務があることを解説する。

○ 矢羽根型路面表示

車道の左側に自転車の正しい通行位置と方向を明示することで、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる青色の路面表示。

当該表示の解説及び実施場所周辺の整備場所をアナウンスする。なお、学校周辺で未整備のときは、整備場所のアナウンスは省略して良い。実施場所周辺の整備状況については、委託者が受託者に通知する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）

### 4 提出物

完了届及び業務実施報告書を提出すること。

業務実施報告書は日時、場所、参加者数及び実施状況写真を記載すること。

また、業務実施報告書はPDF等のデータによるメール提出として良い。

### 5 特記事項

- 1 本業務の実施には、万全な安全対策を行い、必ず安全管理責任者を置くこと。
- 2 事情により開催を中止した場合、支払額は、委託者と受託者が協議する。

- 3 委託者が用意した自転車は、自転車交通安全教室終了後、委託者が引き取り廃棄する。自転車廃棄の引き取り日等については、委託者・受託者が協議し、決定する。
- 6 **担当**  
札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当）藤田 Tel011-211-2252